

令和2年9月8日
住宅局建築指導課

令和2年一級建築士試験「学科の試験」の合格者を決定 ～6,295人の合格者、20.7%の合格率～

令和2年7月12日に実施した一級建築士試験「学科の試験」について、6,295人の合格者を決定しました。

一級建築士試験は、建築士法第13条及び第15条の2の規定に基づき、国土交通大臣の指定試験機関である(公財)建築技術教育普及センター(理事長 井上 勝徳)が実施しています。

合格者には合格通知書を送付し、不合格者には不合格の旨及び成績の通知をします。

合格者の受験番号一覧表については、(公財)建築技術教育普及センター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、同センターのホームページ(URL <https://www.jaeic.or.jp/>)に掲載しています。

また、「学科の試験」の合格基準等は、(参考1)のとおりです。

	学科の試験
試験日	令和2年7月12日(日)
試験会場	全国73会場
実受験者数	30,409人
合格者数	6,295人
合格率	20.7%

【合格・不合格の通知に関する問い合わせ先】

(公財)建築技術教育普及センター 試験部 試験第一課 「一級建築士試験」担当
TEL 03-6261-3310(代表)

○参考資料

- (参考1) 令和2年一級建築士試験「学科の試験」の正答肢及び合格基準等
- (参考2) 直近5年間の一級建築士試験「学科の試験」結果
- (参考3) 令和2年一級建築士試験「学科の試験」合格者(全国) 6,295人の主な属性
- (参考4) 令和2年一級建築士試験の合格者の発表までの流れ等
- (参考5) 都道府県建築士会及び(公財)建築技術教育普及センター本部・支部の連絡先

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 建築指導課 課長補佐 田伏、資格検定係 北川
TEL 03-5253-8111 (内線 39-520、39-542)、03-5253-8513 (直通)
FAX 03-5253-1630

(参考1) 令和2年一級建築士試験「学科の試験」の正答肢及び合格基準等

1. 正答肢

下表のとおり。

問題No. 科目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
学科Ⅰ	2	3	3	4	2	4	1・4 (注)	4	1	1	4	3	4	3	2	2	2	1	3	4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
学科Ⅱ	4	1	4	2	1	3	1	2	4	3	4	2	3	4	3	2	2	3	1	4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
学科Ⅲ	3	3	4	4	2	2	2	1	3	2	4	1	4	2	1	3	4	1	2	3	2	4	3	1	2	4	3	3	1	4
学科Ⅳ	1	4	2	2	2	4	3	4	4	2	1	1	3	3	2	4	3	2	3	1	3	3	1	2	1	2	4	3	3	1
学科Ⅴ	1	4	3	4	3	4	1	3	3	2	1	3	3	2	4	2	2	2	3	2	4	1	4	1	1	/	/	/	/	/

(注)学科ⅠNo.7については、肢1を正答肢と想定していたが、別紙のとおり、肢1及び肢4を正答肢とする措置を講じている。

2. 配点

それぞれの科目の正答数をその科目の得点とし、各科目の得点の合計を総得点とする。

(各問題1点、学科Ⅰ及び学科Ⅱ20点満点、学科Ⅲ及び学科Ⅳ30点満点、学科Ⅴ25点満点、合計125点満点)

3. 合格基準点

各科目及び総得点の合格基準点は下表のとおり。

	学科Ⅰ (計画)	学科Ⅱ (環境・設備)	学科Ⅲ (法規)	学科Ⅳ (構造)	学科Ⅴ (施工)	総得点
合格基準点	11	10	16	16	13	88

* 各科目及び総得点の合格基準点すべてに達している者を合格とする。

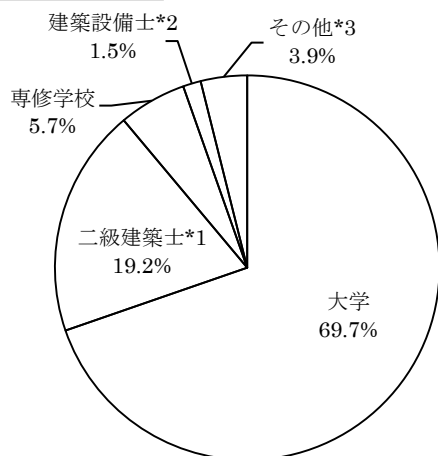
* なお、合格基準点について、各科目は過半の得点、総得点は概ね90点程度を基本的な水準として想定していたが、本年の試験問題は例年に比べて学科Ⅱの難易度が高く、また、総じて難易度が高かったことから、上記合格基準点としている。

(参考2) 直近5年間の一級建築士試験「学科の試験」結果

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
実受験者数 (人)	25,804	26,096	26,923	25,878	25,132
合格者数 (人)	4,806	4,213	4,946	4,742	5,729
合格率 (%)	18.6	16.1	18.4	18.3	22.8

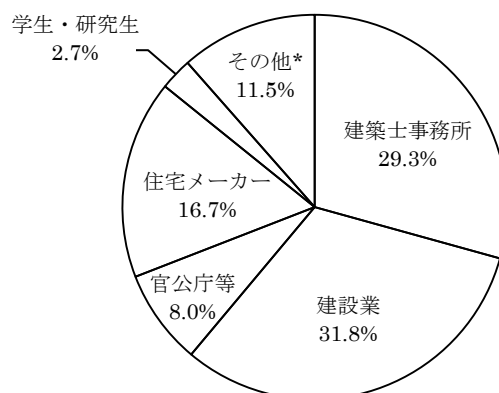
(参考3) 令和2年一級建築士試験「学科の試験」合格者(全国) 6,295人の主な属性

1. 学歴・資格別



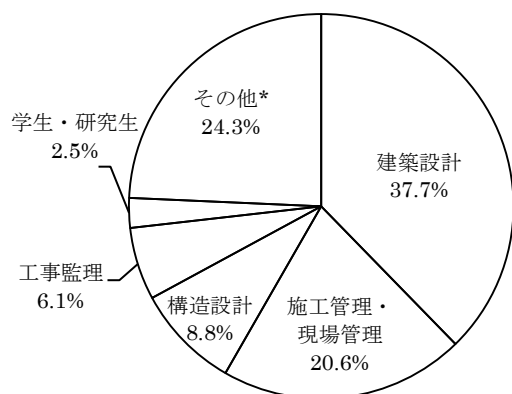
- *1 二級建築士の資格のみで受験した者
- *2 建築設備士の資格のみで受験した者
- *3 短大、高専 等

2. 職域別



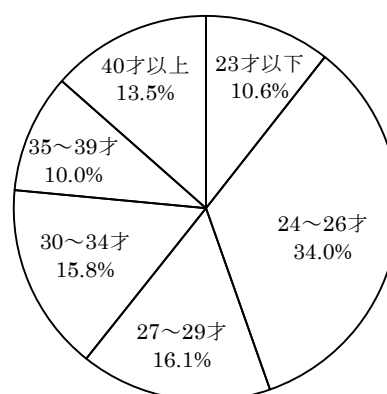
- * 不動産業、研究教育 等

3. 職務内容別



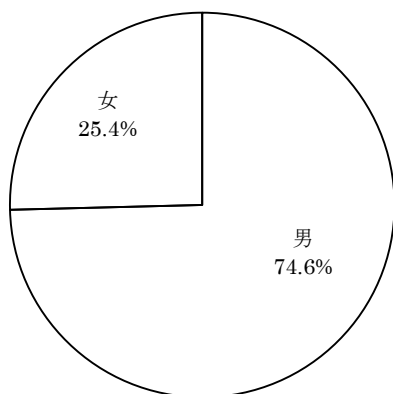
- * 行政、設備設計、積算、研究教育 等

4. 年齢別



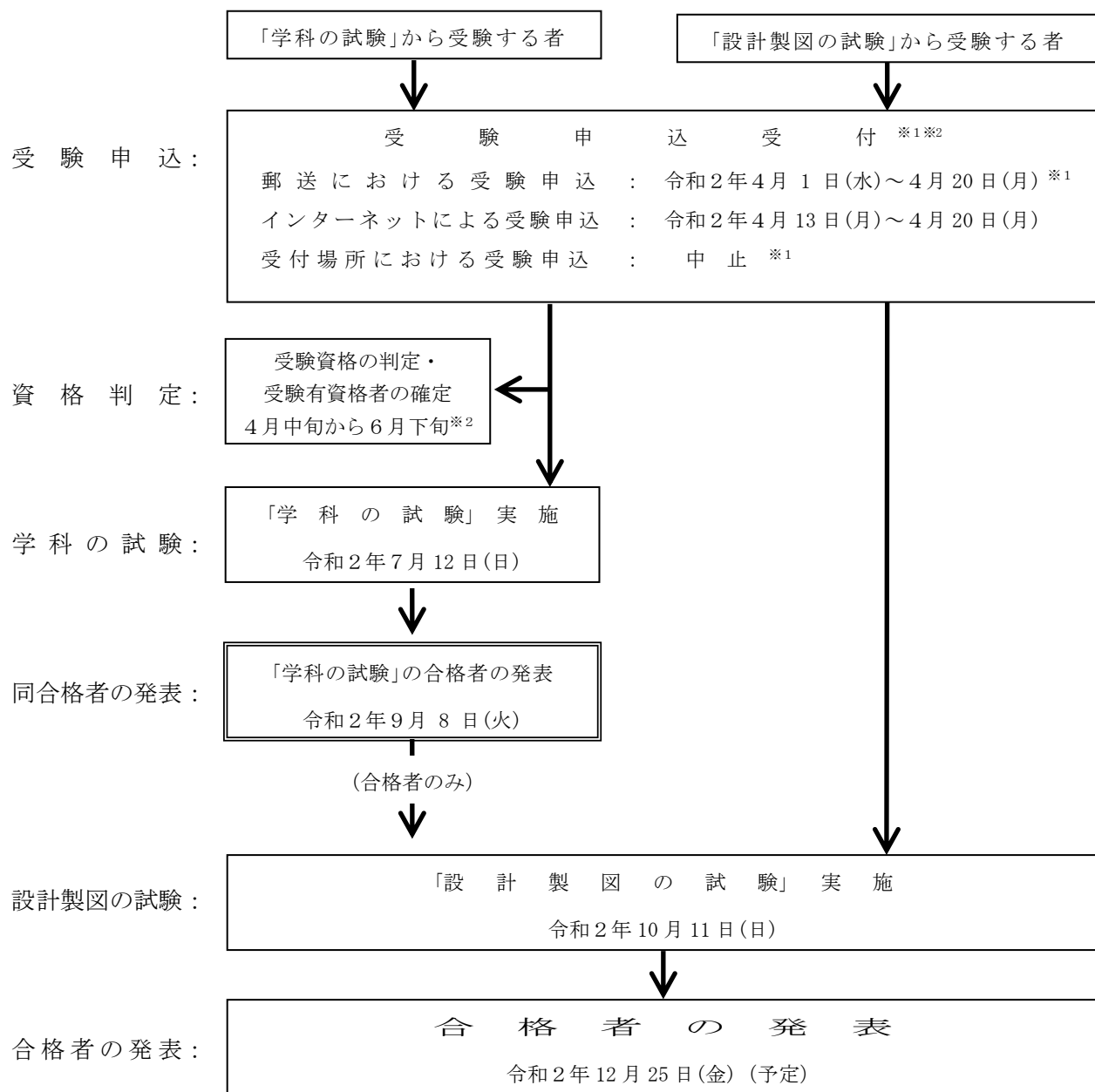
平均 30.3 歳

5. 男女別



(参考4) 令和2年一級建築士試験の合格者の発表までの流れ等

1. 合格者の発表までの流れ



※1：当初、郵送による受験申込が4月7日(火)まで、受付場所における受験申込が4月16日(木)から20日(月)までとしていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送による受付期間を延長し、受付場所における受験申込を中止しています。

※2：新型コロナウイルス感染症の影響で学校等から受験申込に必要な「指定科目習得単位証明書・卒業証明書」等が発行されず提出できない者については、提出期限を7月下旬まで延長する措置を講じています。

2. 合格者の発表等

合格者には合格通知書を送付します。

合格者の受験番号一覧表と合格基準等については、(公財)建築技術教育普及センター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、(公財)建築技術教育普及センターのホームページ (URL <https://www.jaeic.or.jp/>)に掲載します。

3. 不合格者への通知

不合格者には不合格の旨及び成績の通知をします。

(参考5) 都道府県建築士会及び(公財)建築技術教育普及センター本部・支部の連絡先

都道府県建築士会

士会名	(〒)	所	在	地	電 話
(一社)北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル 6階		011-251-6076
(一社)青森県建築士会	030-0803	青森市安方 2-9-13	青森県建設会館 1階		017-773-2878
(一社)岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町 1-50	岩織ビル		019-654-5777
(一社)宮城県建築士会	983-0862	仙台市宮城野区二十人町 301-3	宮城県建設業国民健康保険組合会館 5階		022-298-8037
(一社)秋田県建築士会	010-0001	秋田市中通 2-3-8	秋田アトリオンビル 5階(一財)秋田県建築住宅センター内		018-827-3718
(一社)山形県建築士会	990-0825	山形市城北町 1-12-26	山形建築会館 3階		023-643-4568
(公社)福島県建築士会	960-8043	福島市中町 4-20	みんゆうビル 3階		024-523-1532
(一社)茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町 978-30	建築会館 2階		029-305-0329
(一社)栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市築瀬町 1958-1	栃木県建設産業会館 1階		028-639-3150
(一社)群馬建築士会	371-0846	前橋市元総社町 2-5-3	群馬建設会館 4階		027-252-2434
(一社)埼玉建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	埼玉建産連会館 5階		048-861-8221
(一社)千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央 4-8-5	建築会館 4階		043-202-2100
(一社)東京建築士会	103-0006	東京都中央区日本橋富沢町 11-1	富沢町 111ビル 5階		03-3527-3100
(一社)神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町 2-22	神奈川県建設会館 5階		045-201-1284
(一社)山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内 1-14-19	山梨県建設業協同組合会館 1階		055-233-5414
(公社)長野県建築士会	380-0872	長野市大字南長野字宮東 426-1	長野県建築士会館 2階		026-235-0561
(公社)新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町 15-2	県公社ビル 3階		025-378-5666
(公社)富山県建築士会	930-0094	富山市安住町 7-1	富山県建築設計会館 2階		076-482-4446
(一社)石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生 2-1-23	石川県建設総合センター 5階		076-244-2241
(一社)福井県建築士会	910-0854	福井市御幸 3-10-15	福井県建設会館 2階		0776-24-8781
(公社)岐阜県建築士会	500-8384	岐阜市藪田南 5-14-12	岐阜県シンクタンク庁舎 4階		058-215-9361
(公社)静岡県建築士会	420-0857	静岡市葵区御幸町 9-9	静岡県建設業会館 5階		054-254-9381
(一社)愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄 2-10-19	名古屋商工会議所ビル 9階		052-201-2201
(一社)三重県建築士会	514-0003	津市桜橋 2-177-2	三重県建設産業会館 3階		059-226-0109
(公社)滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜 1-1-18	滋賀県建設会館 3階		077-522-1615
(一社)京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町 641	京都建設会館別館 2階		075-211-2857
(公社)大阪府建築士会	540-0012	大阪市中央区谷町 3-1-17	高田屋大手前ビル 5階		06-6947-1961
(公社)兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-6-11	エクセル山手 2階		078-327-0885
(一社)奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町 2-5-7	奈良県建築士会館		0742-30-3111
(一社)和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市ト半町 38	和歌山県建築士会館		073-423-2562
(一社)鳥取県建築士会	680-0912	鳥取市商栄町 195	大和ホール		0857-21-7280
(一社)島根県建築士会	690-0886	松江市母衣町 175-8	建築会館 1階		0852-24-2620
(一社)岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下 1-3-19	建築会館 4階		086-223-6671
(公社)広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町 3-7-47	広島県情報プラザ 5階		082-244-6830
(一社)山口県建築士会	753-0072	山口市大手町 3-8	山口県建築士会館		083-922-5114
(公社)徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜 2-10	徳島県建設センター 5階		088-653-7570
(一社)香川県建築士会	760-0018	高松市天神前 6-34	村瀬ビル 2階		087-833-5377
(公社)愛媛県建築士会	790-0011	松山市二番町 4-1-5	愛媛県建築士会館 2階		089-945-6100
(公社)高知県建築士会	780-0870	高知市本町 4-2-15	高知県建設会館 3階		088-822-0255
(公社)福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東 3-14-18	福岡建設会館 6階		092-441-1867
(一社)佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内 2-2-37	佐賀県建設会館 3階		0952-26-2198
(一社)長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町 5-34	トーカンマンション 713号		095-828-0753
(公社)熊本県建築士会	862-0954	熊本市中央区神水 1-3-7	熊本県建築士会館		096-383-3200
(公社)大分県建築士会	870-0045	大分市城崎町 1-3-31	富士火災大分ビル 3階		097-532-6607
(一社)宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町 2-12	宮崎建友会館 3階		0985-27-3425
(公社)鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町 16-301	県住宅供給公社ビル 326号		099-222-2005
(公社)沖縄県建築士会	901-2101	浦添市字西原 1-4-26	沖縄建築会館		098-879-7727

(公財) 建築技術教育普及センター本部・支部

事務所名	(〒)	所	在	地	電 話
(公財)建築技術教育普及センター(本部)	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル		03-6261-3310
北海道支部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル		011-221-3150
東北支部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48	宮城県建設産業会館		022-223-3245
関東支部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル		03-6261-3318
東海北陸支部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26	昭和ビル		052-261-6816
近畿支部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31	OMM		06-6942-2214
中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15	新大手町ビル		082-245-8055
九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-9-1	東福第2ビル		092-471-6310

下記の学科 I の No.7 の正答肢

肢1について、基準階の平面計画において、熱負荷の影響を軽減するために南北面にコアを配置することは不適當であることから、正答肢としている。

肢4について、「非常用エレベーター」と「荷物用エレベーター(専ら荷物を輸送することを目的とするもので、荷扱者又は運転者以外の人は利用できないもの)」と兼用することは不適當であることから、正答肢としている。

記

〔N o . 7〕 30階建ての事務所ビルの計画に関する次の記述のうち、**最も不適當なもの**はどれか。

1. 基準階の平面計画において、南北面にコアを配置して窓を減らすことで、熱負荷の影響を軽減した。
2. 防災計画上の避難経路は、日常動線に配慮し、第1次安全区画である廊下から第2次安全区画である特別避難階段の付室を通じて、特別避難階段に避難できるように計画した。
3. エレベーターの運行方式は、建築物を10層ごとに三つのゾーンに分割して各ゾーンにエレベーター群を割り当てるコンベンショナルゾーニング方式とした。
4. 非常用エレベーターは荷物用エレベーターと兼用することとし、その乗降ロビーは特別避難階段の付室と兼用する計画とした。